聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部　公的研究費等不正使用防止計画

令和8年4月1日制定

本学では「公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程（以下「運営・管理規程」という）」第４条により、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、公的研究費の不正防止計画を以下のとおり定める。

【第１節】責任体系の明確化

項目	不正の発生する要因等	これまでの取組及び不正防止計画
(1)運営・管理に関わる者の責任・権限体系の明確化	(1) 不正防止についての責任体制が明確化されていない。	・「運営・管理規程」において責任体系を明確化し、学内外に公表する。 ・教職員対象の不正防止説明会を実施し、責任・権限に対する意識向上を図る。

【第２節】適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正の発生する要因	これまでの取組及び不正防止計画
(1)ルールの明確化・統一化	(1) ルールと運用の実態が乖離している。 (2) ルールが明確化・統一化されていない。 (3) ルールが周知されていない。	・ルールと実態が乖離していないか不正防止計画推進部署により定期的なチェックを行い、必要に応じて是正を検討し、措置を講ずる。 ・ルールを明確化したマニュアルを作成し、学内で閲覧できるようにする。
(2)職務権限の明確化	(1)事務処理に関する構成員の権限と責任が明確に定まっていない。 (2)事務分担の実態と職務分掌の間に乖離が生じる。	・関係規程等において、事務処理に関する構成員の権限と責任を明確に定める。 ・実態が関係規程等と乖離していないか不正防止計画推進部署により定期的なチェックを行い、必要に応じて是正を検討する。
(3)関係者の意識向上	(1)研究費の不正使用に対する構成員の意識が低い。 (2)行動規範が策定されていない。	・構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施し、行動規範やルールを周知するとともに、理解度調査を実施し、理解度や受講状況を把握する。 ・構成員に対し、法令等を遵守する等の旨の誓約書を徴取する。 ・行動規範を策定し周知する。
(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備	(1)学内外からの研究費不正使用に関する告発窓口が設置されていない。 (2)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程が整備されていない。	・「運営・管理規程」に通報窓口の設置を規程し、窓口を学内外に公表する。 ・「運営・管理規程」に通報以後の取扱いを規程し、その取扱いを行う。

【第３節】不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正の発生する要因等	これまでの取組及び不正防止計画
(1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	(1)不正防止計画が策定及び実施されていない。	・本計画に則り不正防止計画を実施する。 ・本計画は、コンプライアンス推進責任者と不正防止計画推進部署が連携し、適宜検証や見直しを行う。

【第４節】研究費の適正な運営・管理活動

項目	不正の発生する要因等	これまでの取組及び不正防止計画
(1)予算執行管理の整備	(1)予算の執行状況を把握せず、検証できる体制が整備されていない。	・事務局が定期的に研究費の執行状況を把握し、予算未執行の研究者に対して、適切な予算執行を定期的に促す。
(2)発注・検収業務に係る管理体制の整備	(1)発注段階で支払財源が特定できていない。 (2)研究者と業者との癒着を防止する対策が講じられていない。	・財源の特定ができるよう、発注稟議書内に研究課題名等を記載する。 ・内部監査により特定業者との多額取引等について重点的に調査を行う。 ・不正防止計画推進部署が日常業務内においてモニタリングを行う。 ・取引業者に対し、不正を行わない等の旨の誓約書の提出を求める。
	(3)研究者による発注に制限がない。 (4)データベース・プログラム・デジタルコンテンツの作成及び機器の保守・点検等の特殊な役務に関する検収が為されていない。 (5)研究支援者の勤務状況を把握できていない。 (6)研究者の出張計画の実施状況等を事務局が把握・確認できていない。	・発注・納品・検収を行う体制は事務局会計課で実施することを周知徹底する。 ・「取扱要領」により、会計課が学内の専門分野の担当者と連携しながら、成果物の確認や、立ち会い等による検収を行う。 ・「取扱要領」により、会計課が定期的に勤務状況等を確認し管理する。 ・「取扱要領」により、出張報告書等により、会計課が実行状況等の確認を行う。

【第5節】情報発信・共有化の推進		
項目	不正の発生する要因等	これまでの取組及び不正防止計画
(1)相談・通報窓口	(1)公的研究費の使用に関するルールについての相談窓口が設置されていない。	・設置した窓口について、学内外へ周知徹底する。
(2)情報公開	(1)公的研究費の不正への取組に関する方針が外部に公表されていない。	・基本方針を策定し、学内外に公表する。

【第6節】モニタリングの在り方		
項目	不正の発生する要因等	これまでの取組及び不正防止計画
(1)モニタリング・内部監査の在り方	(1)大学全体の視点からのモニタリング・監査制度が整備されていない。 (2)リスクアプローチ監査がなされていない。	・事務手続きについて、本学のルールとの適合性等に係る監査を行う。 ・不正発生要因に対して、リスクアプローチ監査を行う。